平成３０年（フ）第２４９４号
大阪市天王寺区堀越町８番３号　南賀マンション202号、前住所広島県三原市館町１丁目４番13号　シティシャトレヤカタ101号室
債務者　湯川　椋太
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４９８号
大阪府高槻市城北町１丁目８番13―202号
債務者　田中　七彩
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５０２号
大阪市北区天満３丁目９番19―1104号
債務者　成田彩英子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９８号
栃木県小山市本郷町３丁目２番33号
債務者　中山　圭子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２４号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目24番１号、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川3933番地10
債務者　須田和四郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４６号
栃木県小山市大字雨ケ谷791番地25、前住所東京都台東区三筋１丁目10番５―1004号　日神デュオステージ浅草三筋
債務者　七海　裕一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４７号
栃木県日光市今市1089番地13　東原ハイツ201、前住所富山県魚津市西尾崎1489番地１　スカイコーポ西尾崎Ｃ205
債務者　松田　那月
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１９号
栃木県芳賀郡益子町大字益子3804番地２
債務者　須釜　美和
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２０号
栃木県佐野市閑馬町2085番地15
債務者　新川　太一
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４５号
栃木県栃木市都賀町平川558番地15
債務者　秋庭　直子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６９４号
東京都立川市柴崎町２丁目22番６号アパルト柴崎102号
債務者　川島　正道
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２２１号
栃木県日光市足尾町上の平２番11―２号
債務者　小川　聖二
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２６０号
栃木県宇都宮市屋板町315番地79　渡邉方
債務者　青木　　隆
1　決定年月日時　平成30年６月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９６４号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目１番66号　スタービル湘南201
債務者　松下　秀人
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６５号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目１番66号　スタービル湘南201
債務者　松下　知恵
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部